

## 市第 3 号議案 横浜市市税条例の一部改正

平成 26 年度の地方税法の改正等に対応するため、横浜市市税条例の一部改正を行います。

税目・改正項目		改正案の内容																	
法人市民税	法人税割の税率の見直し  (市税条例 第 29 条の 4 第 29 条の 4 の 2)	<p>○ 法人市民税法人税割の一部国税化(2.6%)に伴い、法人税割の税率を2.6%引き下げます。</p> <p>【参考】法人税割の税率の改正内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> <td rowspan="3">▲2.6%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満*</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>10億円以上*</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※超過課税分を含め、法人税割の税率を一律2.6%引き下げます。</p>				法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)	現行	改正後	差	5億円未満	12.3%	9.7%	▲2.6%	5億円以上 10億円未満*	13.5%	10.9%	10億円以上*	14.7%	12.1%
	法人の区分(資本金の額若しくは出資金の額等)	現行	改正後	差															
5億円未満	12.3%	9.7%	▲2.6%																
5億円以上 10億円未満*	13.5%	10.9%																	
10億円以上*	14.7%	12.1%																	
		【適用】平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から																	
固定資産税	固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置に係る軽減割合の設定【わがまち特例】  (市税条例 附則第 9 条)	<p>○ 水防法に規定された地下街等の浸水防止計画に基づく浸水防止用設備</p> <p>水防法の改正により、浸水想定区域内(国・県が設定)のうち、一定の地下街等(横浜市防災計画により指定 177 か所(平成 26 年 3 月現在))の所有者等に浸水防止計画の作成が義務付けられたことに伴い、当該地下街等における浸水防止用設備の整備を促進することを目的とした軽減措置が創設され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり軽減割合を設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>現行の軽減割合</th> <th>地方税法の軽減割合</th> <th>本市の軽減割合</th> <th>参酌基準を採用した理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水防止用設備</td> <td>—</td> <td>2/3 を参酌して、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合</td> <td>2/3 (参酌基準)</td> <td>法に沿って、地下街等の所有者等が、浸水防止計画を作成するよう取り組んでいるため</td> </tr> </tbody> </table>				対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由	浸水防止用設備	—	2/3 を参酌して、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	2/3 (参酌基準)	法に沿って、地下街等の所有者等が、浸水防止計画を作成するよう取り組んでいるため				
	対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由														
浸水防止用設備	—	2/3 を参酌して、1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	2/3 (参酌基準)	法に沿って、地下街等の所有者等が、浸水防止計画を作成するよう取り組んでいるため															
		<p>【適用】平成 27 年度課税分から (平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得されたものについて 5 年度間)</p> <p>○ 自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器(ノンフロン製品)</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の趣旨に鑑み、オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒ではなく、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減を図ることを目的とした軽減措置が創設され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり軽減割合を設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>現行の軽減割合</th> <th>地方税法の軽減割合</th> <th>本市の軽減割合</th> <th>参酌基準を採用した理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノンフロン製品</td> <td>—</td> <td>3/4 を参酌して、2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合</td> <td>3/4 (参酌基準)</td> <td>法に沿って、総合的にフロン類の排出抑制を図っているため</td> </tr> </tbody> </table>				対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由	ノンフロン製品	—	3/4 を参酌して、2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	3/4 (参酌基準)	法に沿って、総合的にフロン類の排出抑制を図っているため				
対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由															
ノンフロン製品	—	3/4 を参酌して、2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	3/4 (参酌基準)	法に沿って、総合的にフロン類の排出抑制を図っているため															
		【適用】平成 27 年度課税分から (平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得されたものについて 3 年度間)																	

税目・改正項目		改正案の内容					
固定資産税	固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る軽減割合の設定【わがまち特例】  （市税条例附則第9条）	○ 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設 公共用水域の汚濁を防止する装置等のうち、汚水又は廃液処理施設の導入促進を図ることを目的とした軽減措置の適用期限が2年間延長され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり軽減割合を設定します。					
		対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由	
		汚水又は廃液処理施設	1/3	1/3 を参酌して、1/6 以上 1/2 以下の範囲内において条例で定める割合	1/3 (参酌基準)	法に定める基準とほぼ同様の排水規制基準を定めているため	
		<b>【適用】 平成 27 年度課税分から</b> （平成 26 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までに取得されたもの）					
都市計画税	耐震改修が行われた家屋に係る減額措置の創設  （市税条例附則第13条の9）	○ 耐震改修促進法の改正に伴い、病院などの多数の者が利用する住宅以外の建物などについて、耐震診断が義務付けられ、耐震改修の一層の促進に取り組んでいるため、その施策を促進するためのインセンティブとして、本市独自に都市計画税の減額措置を設けます。					
		耐震改修工事が完了した家屋の種類		固定資産税（地方税法）		都市計画税【本市独自】	
				減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
		耐震診断が義務付けられた家屋	地震災害時に通行を確保すべき重要道路*1沿道の建築物 多数の者が利用する特定建築物等	住宅以外	1/2*2	2年度間	1/2*2
		住宅以外	1/2*2	2年度間	1/2*2	2年度間	
※1 市が指定する道路(緊急交通路指定想定路線:市内 20 路線) ※2 改修費用の 2.5%が上限							
<b>【適用】 平成 27 年度課税分から</b> （平成 26 年4月1日から平成 29 年3月 31 日までに耐震改修が行われたものについて2年度間）							

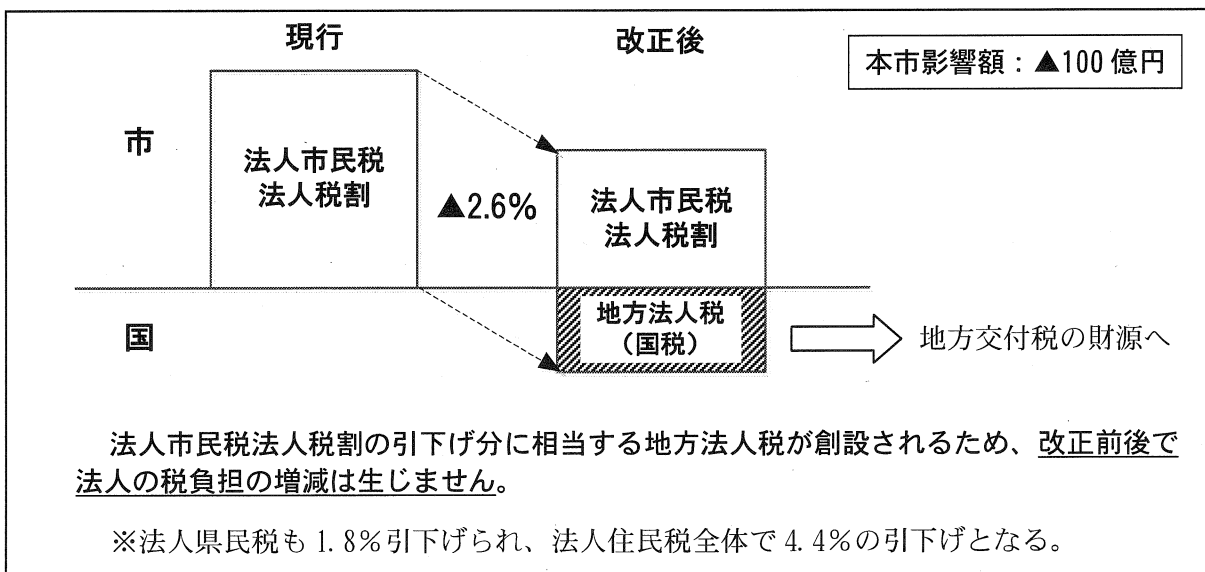
税目・改正項目		改正案の内容																																																																		
軽自動車税	税率の見直し (市税条例 第73条)	○ 地方税法において、軽自動車は大型化・高性能化が図られているにもかかわらず、小型自動車との税率格差があることなどから、負担水準の適正化を図るため、税率が引き上げられました。これに伴い、次のとおり税率を定めます。																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自原 転動 車機 付</td> <td colspan="2">50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50cc 超 90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90cc 超 125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">軽二輪(125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪 (※)</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上 (※)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自小 動型 車特 殊</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>4,000 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>4,000 円 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				車種区分			現行	改正案	自原 転動 車機 付	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円	90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円	ミニカー		2,500 円	3,700 円	軽 自 動 車	軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円	三輪 (※)		3,100 円	3,900 円	四輪以上 (※)	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	営業用	5,500 円	6,900 円	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	営業用	3,000 円	3,800 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円	自小 動型 車特 殊	農耕作業用のもの		1,600 円	2,400 円	その他		4,000 円	5,900 円			二輪の小型自動車(250cc超)	
車種区分			現行	改正案																																																																
自原 転動 車機 付	50cc 以下		1,000 円	2,000 円																																																																
	50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円																																																																
	90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円																																																																
	ミニカー		2,500 円	3,700 円																																																																
軽 自 動 車	軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円																																																																
	三輪 (※)		3,100 円	3,900 円																																																																
	四輪以上 (※)	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円																																																															
			営業用	5,500 円	6,900 円																																																															
		貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円																																																															
			営業用	3,000 円	3,800 円																																																															
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円																																																																	
自小 動型 車特 殊	農耕作業用のもの		1,600 円	2,400 円																																																																
	その他		4,000 円	5,900 円																																																																
		二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円 6,000 円																																																																
		<b>【適用】 平成 27 年度課税分から</b> ※ ただし、三輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得したものから改正案の税率を適用。(平成 26 年度までに最初の新規検査を受けたものは現行の税率に据え置き)																																																																		
	三輪以上の軽自動車に係る重課の導入 (市税条例 附則第 17 条)	○ 軽自動車税のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車について、重課が導入されました。これに伴い、次のとおり、税率を定めます。																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> </tbody> </table>				車種区分			現行	改正案	三輪			3,100 円	4,600 円	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円	営業用	5,500 円	8,200 円	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円	営業用	3,000 円	4,500 円																																						
車種区分			現行	改正案																																																																
三輪			3,100 円	4,600 円																																																																
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円																																																																
		営業用	5,500 円	8,200 円																																																																
	貨物用	自家用	4,000 円	6,000 円																																																																
		営業用	3,000 円	4,500 円																																																																
		<b>【適用】 平成 28 年度課税分から</b>																																																																		

※ その他、地方税法等の改正による、耐震改修が行われた家屋に対して課する固定資産税の減額措置に関する申告等に係る規定など、条文を整備します。

## 法人住民税の一部国税化の経過

- 平成 24 年 8 月の税制抜本改革法において、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すこと」とされました。
- 平成 26 年度税制改正では、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引き下げ分に相当する「地方法人税」を創設し、地方交付税の原資とすることとされました（法人住民税法人税割の一部国税化）。

### 【法人住民税法人税割の一部国税化のイメージ】



- また、消費税率 10% 段階において、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとされています。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄) [平成 24 年 8 月]

#### 第 7 条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

(参考) 平成 26 年度税制改正大綱(抜粋) [平成 25 年 12 月 12 日 自由民主党・公明党]

#### 第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

##### 2 税制抜本改革の着実な実施

##### (2) 地方法人課税に偏在是正

地方税制については、消費税率 8% 段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引き下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を利用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

(中略)

消費税率 10% 段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(以下略)

## 「わがまち特例」 (地域決定型地方税制特例措置)

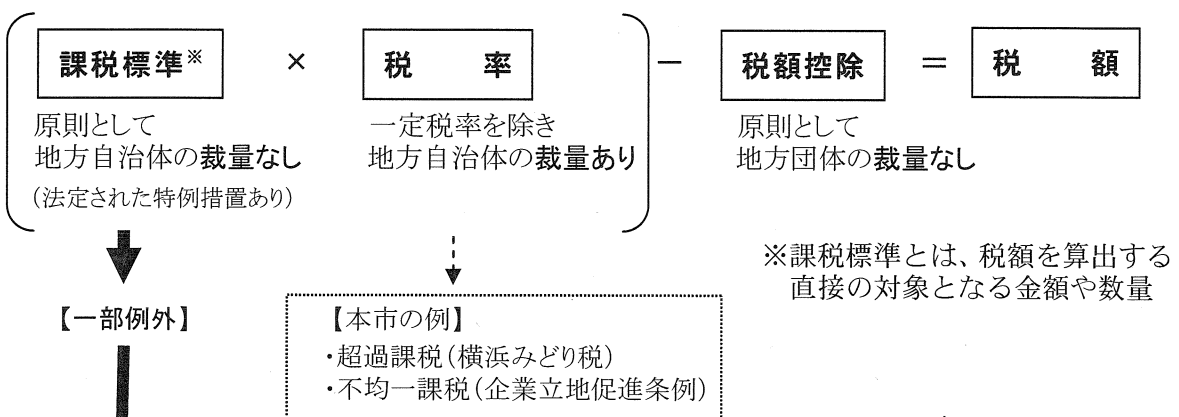
- 地方税の課税標準の特例措置について、従来、国が一律に定めていた軽減割合を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組みで、24年度税制改正により創設されました。
- これにより、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようになることとされました。
- 26年度税制改正において、固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置5件について、地方自治体が課税標準の軽減割合を条例で定めることとされました。

### 【参考】 これまでに導入されたわがまち特例について

対象資産	導入年度 (課税年度)	税目	地方税法の軽減割合	本市の 軽減割合	本市の考え方
下水道 除害施設	24年度 (25年度)	償却資産	3/4を参酌して2/3以上 5/6以下の範囲内にお いて条例で定める割合	3/4 (参酌基準)	施設の設置に係る本市の水 質基準は、国が定めた下 水道法の水質基準と同等と認 められるため
雨水貯留 浸透施設	24年度 (25年度)	償却資産	2/3を参酌して1/2以上 5/6以下の範囲内にお いて条例で定める割合	2/3 (参酌基準)	施設の設置に係る本市の許 可基準は、国が定めた特定 都市河川浸水対策法の許可 基準となっているため
協定倉庫	25年度 (26年度)	固定資産税・ 都市計画税	2/3を参酌して1/2以上 5/6以下の範囲内にお いて条例で定める割合	2/3 (参酌基準)	本市の区域内で本特例に該 当する備蓄倉庫が整備され た場合には、都市再生特別 措置法で規定された措置を 直接適用するため

※適用実績：26年度、下水道除害施設 1件

### わがまち特例と税額計算の概念図



※課税標準とは、税額を算出する直接の対象となる金額や数量

わがまち特例は、国が一律に定めていた、法定された課税標準の特例措置のうち、対象資産の一部の軽減割合について、地方自治体の裁量を一部認め、条例で決定する仕組みです。

## 耐震改修が行われた家屋に対して課する都市計画税の減額措置

- 25年11月25日の改正「耐震改修促進法<sup>\*</sup>」の施行により、多数の者が利用する大規模な建築物等への耐震診断が義務化されました。

(※建築物の耐震改修の促進に関する法律)

### 1 法律による耐震診断の義務付け (耐震改修促進法 附則第3条)

昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、下記のいずれかに該当するもの

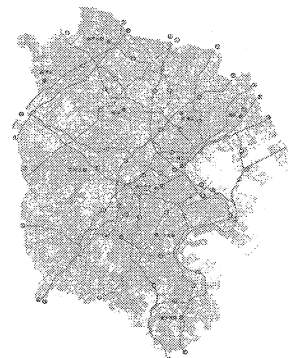
- ・百貨店、病院、旅館など多数の者が利用する建築物で大規模なもの
- ・小中学校、福祉施設など避難に配慮を要する者が利用する建築物で大規模なもの
- ・危険物の処理場、貯蔵庫などで大規模なもの

### 2 市長の指定による耐震診断の義務付け

(耐震改修促進法 第6条第3項第1号)

市が指定する道路(緊急交通路指定想定路線:市内20路線)の沿道建築物で、下記①、②を満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物
- ②法律に定める高さを超える建築物



- これを受けて、本市では耐震改修促進計画を25年11月に改訂し、耐震診断・改修設計・補強工事費用の補助などの様々な支援策により、さらなる耐震化促進に取り組んでいます。

- 今回の条例改正では、26年度税制改正で耐震改修が行われた家屋に対する固定資産税の減額措置が住宅以外にも拡充されたことを踏まえ、施策を促進するためのインセンティブとして、本市独自に都市計画税の減額措置を設けます。

- これまでも、本市では強靱な減災・防災都市の実現のため、さらなる耐震化促進に取り組んでおり、耐震改修が行われた住宅に対する本市独自の都市計画税の減額措置は既に導入してきました。

### 【参考】耐震改修が行われた家屋に対する減額措置の一覧

建築物の種類		減額割合	固定資産税 (地方税法)	都市計画税 【本市独自】
耐震診断が義務付けられていない家屋	住宅	1/2	1年度間 (19年度～)	1年度間 (25年度～)
	住宅以外	なし	なし	なし
耐震診断が義務付けられた家屋	地震災害時に通行を確保すべき重要道路沿道の建築物(市が指定する道路(緊急交通路指定想定路線:市内20路線)の沿道で、一定の高さ以上の建築物等)	住宅	1/2	2年度間 (26年度～)
		住宅以外	1/2 <sup>*</sup>	2年度間 (27年度～)
	多数の者が利用する特定建築物等 (昭和56年5月31日以前に建築された、百貨店、病院、旅館等多くの者が利用する民間建築物等のうち、一定規模以上のもの)		1/2 <sup>*</sup>	2年度間 (27年度～)

既導入分

今回創設分

※改修費用の2.5%が上限

(参考) 26年度税制改正等による項目別の影響額<sup>※1</sup>

※1 26年度当初予算を基に平年度ベースの影響額を試算したものの。

1 市税

税目	改正項目	26年度	27年度	28年度	29年度	影響額 <sup>※1</sup>
法人市民税	法人税割の税率の見直し 【26年10月1日以後に開始する 事業年度から】					▲100億円
固定資産税	固定資産税(償却資産)の 課税標準の特例措置に係る 軽減割合の設定 【27年度分から】					対象資産が限 定的であるた め、影響額は僅 少と見込んでい ます。
都市計画税	耐震改修が行われた家屋 に係る減額措置の創設 【27年度分から】					▲0.2億円
軽自動車税	税率の見直し 【27年度分から】					5億円
	三輪以上の軽自動車に 係る重課の導入 【28年度分から】					
個人市民税	給与所得控除の引下げ <sup>※2</sup> (給与所得控除の限度額を 1500万円超から1200万円超に 引下げ) 【29年度分から】					6億円
固定資産税	耐震改修が行われた家屋 に係る減額措置の創設 <sup>※2</sup> 【27年度分から】					▲0.2億円

※2 地方税法を直接適用するもの

2 県税交付金

税目	改正項目	26年度	27年度	28年度	29年度	影響額 <sup>※1</sup>
地方消費税 交付金	消費税率の8%への引上げ (地方消費税 1.0%→1.7%) 【26年4月1日から】					240億円
自動車取得税 交付金	税率の引下げ 〔自家用自動車 5%→3%〕 〔営業用自動車・軽自動車 3%→2%〕 【26年4月取得分から】					▲14億円